平成２５年（フ）第４４２号
奈良県天理市杉本町273番地　ＰＡＤＤＹ　ＦＩＲＬＤ21―112号室
債務者　嶋田　和美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４４３号
奈良県磯城郡田原本町大字宮森205番地の８302
債務者　橋脇　知香（旧姓永添）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１７号
広島市安佐南区東野１丁目14番22―５号
債務者　硲　アイコ
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２７号
広島市中区中町５番８―401号
債務者　久保　数吉
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９号
広島県呉市安浦町内海南５丁目６番７号
債務者　ウールフェンこと重冨運送こと　重冨　宣孝
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１６４号
広島県呉市広大新開１丁目６番１―603号
債務者　藤本　妙佳
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１５９号
青森県黒石市緑町２丁目60　千葉アパート103号室、住民票上の住所青森県黒石市大字前町44番地１
債務者　木村　　和
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１６１号
青森県弘前市大字田園５丁目２番地３
債務者　小笠原　要
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１６５号
青森県弘前市大字三岳町１番地７
債務者　仲島　正男
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４０３号
和歌山市西浜３―９―17、住民票上の住所和歌山市西小二里３丁目５番11号
債務者　中村　文男
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０４号
和歌山市西浜３―９―17、住民票上の住所和歌山市西小二里３丁目５番11号
債務者　中村みどり
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４１０号
和歌山県橋本市高野口町名古曽322番地
債務者　脇田　まゆ
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６５号
山口県大島郡周防大島町大字西安下庄字田布455番２、住民票上の住所山口県大島郡周防大島町大字東安下庄2759番地
債務者　亀井　信介
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第６８号
山口県熊毛郡田布施町大字波野2177番地15　ピースフル２Ｆ
債務者　沢地　汐美
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第８６８号
神戸市須磨区北落合３丁目31番14号
債務者　武田　一樹
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９３号
神戸市北区東大池２丁目７番２―102号、従前の住所神戸市北区西大池１丁目６番33号
債務者　酒井　雅之
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９８号
神戸市中央区相生町５丁目17番12―907号
債務者　久世こず枝
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部